

教育委員会議事録

令和2年7月臨時会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(令和2年7月臨時会)

- 1 日 付 令和2年7月1日(水)
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 平井 照江
教育委員 海野 恵子 教育委員 酒井 道子
教育委員 濱田 望
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 教育部次長 萩原 明美
参事兼教育総務課長 中込 紀美子 就学支援課長 小林 丈記
専任参事兼教育支援課長 和田 修二 教育支援担当課長 浅井 大輔
学び支援課長 山田 敦司 就学支援課長補佐兼就学支援係長 小野沢 孝子
- 5 書 記 教育総務課長補佐兼総務係長 栗本 欣幸 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後4時00分
- 7 付議事件
日程第1 報告第13号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
日程第2 報告第12号 令和2年度海老名市一般会計補正予算(第6号)のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について
日程第3 報告第13号 令和2年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について
日程第4 議案第36号 令和2年度海老名市奨学生並びに奨学金の給付の決定について(非公開事件)
- 8 閉会時刻 午後4時50分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会7月臨時会を開会いたします。

今会の署名委員は、平井委員、濱田委員にそれぞれよろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。

日程第1、報告第13号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料の1ページをご覧ください。報告第13号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてでございます。本件につきましては、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告理由といたしましては、令和2年7月1日付で、人事異動を発令したためでございます。

資料4ページをご覧ください。課長級1名でございます。就学支援課副主幹（兼）指導主事から昇格で町田誠祐就学支援課主幹（兼）指導主事でございます。本日、この1件につきまして辞令を交付したものでございます。

報告は以上でございます。

○伊藤教育長 7月1日付で副主幹が主幹になったということでございます。今年度の4月1日に柏ヶ谷中学校から異動してきた者でございます。以前であれば、指導主事は全員主幹だったのですけれども、近年では若い方が指導主事として出向されることが増えております。そのような状況の中で、今回主幹への昇格ということで発令いたしましたのでご承知おきください。

これについてはよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 それでは、報告第13号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第13号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第2、報告第14号、令和2年度海老名市一般会計補正予算（第6号）のうち教育に係る部分に対する意見の申し出についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料5ページをお開きください。報告第14号、令和2年度海老名市一般会計補正予算（第6号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出についてでございます。令和2年度海老名市一般会計補正予算（第6号）のうち教育に係る部分に関する意見の申出につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し意見の申し出を行ったので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

資料7ページをお開きください。概要でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申し出を行ったものでございます。

6月24日付で市長から意見を求められたものでございますが、本補正予算案につきましては7月1日、本日開会となる令和2年第4回海老名市議会臨時会に上程する予定であったため、その対応に急施を要することから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づきまして、教育長が臨時に代理し、意見の申出を行ったところでございます。

資料9ページが海老名市長から海老名市教育委員会宛てに発出されました、意見を求めることについての文書でございます。この文書を受けまして、資料11ページをご覧ください。「このことについて、令和2年度海老名市一般会計補正予算（第6号）のうち教育に関する部分について、異論はありません」として、海老名市教育委員会から海老名市長に対して回答したところでございます。

補正予算の概要でございますけれども、資料13ページをご覧ください。今回につきましては歳入歳出予算補正の歳出のみでございます。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費の中に未来を生きる緊急総合推進事業費という細目を新たにつくりまして、その中で緊急支援対策事業費を補正予算計上したところでございます。所管課は就学支援課で、補正額は11,756千円でございます。説明欄をご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策に伴い家計が急変した家庭を対象に、海老名市の未来を担う子ども・若者に対し、「～未来を生きる～緊急総合パッケージ」としまして、各ライフステージに合わせた海老名市教育委員会としての総合的な支援対策を実施するものでございます。具体的な事

業といたしましては、スクールライフサポート及び奨学金としての支援でございます。スクールライフサポートにつきましては、従来は前年の所得に応じて認定を行っていたところ、今般、新型コロナウイルス感染症によって家計が急変した世帯に対して、新たにスクールライフサポートの対象となるような制度の拡充を行うものでございます。

同じく奨学金の給付につきましても、本年度は40名を対象として4,800千円の当初予算で計上を行ってございましたけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、家計が急変して困っている家庭に対して奨学金として支援を行いたいということで、補正予算の提示を行ったところでございます。11,756千円のうち7,196千円がスクールライフサポートの拡充、4,560千円が奨学金の拡充でございます。スクールライフサポートは、対象人員の約1%として見込んだところでございます。奨学金は、当初予算で40名に対して給付の決定を行いましたけれども、新たに38名の予算の枠を確保したところでございます。

補正予算の内容についての説明は以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、補正予算の報告ということで、実は本日、先ほど市議会臨時会が開かれて承認されたものでございます。報告という形でこの予算案については、教育委員会としては教育に係る部分は異論なしということで回答は既に行ったところでございますけれども、内容について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○濱田委員 財源はどうなっていますか。

○教育部長 財源につきましては全て一般財源で行っております。

○海野委員 「～未来を生きる～緊急総合パッケージ」は、どのように皆さんに周知するご予定なのですか。

○就学支援課長 周知につきましては、さまざまな方法を考えています。まず、児童生徒にリーフレットを配布させていただきます。市のホームページにも、一定期間、周知の記事を掲載させていただきます。また、「広報えびな」7月15日号に掲載させていただきます。更に新たな取組として、駅間通路のデジタルサイネージでの掲載を考えています。そして、スクールソーシャルワーカーを活用して、本当にお困りになっている真に支援が必要なご家庭については直接キャンペーンをしていくという対応を取らせていただきたいと思います。また、市内の相談機関にチラシを置いて、必要な方に周知していただきたいと思います。このように、さまざまな方法で周知は進めていく予定でございます。

○海野委員 今まで、相談窓口にこのような状況で困っていますというような相談はあったのでしょうか。

○就学支援課長 ご相談を受けたことはまだございません。

○海野委員 分かりました。

○伊藤教育長 周知をして、緊急対策として行う案件ですので、できるだけ早く措置しなければと考えています。2か月、3か月经ってしまったら緊急対策の意味が薄れてしまいますので、その辺は担当のほうで進めてもらいたいと考えているところでございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問等もないようですので、報告第14号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、報告第14号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第3、報告第15号、令和2年度海老名市奨学生選考委員会への諮問についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料15ページをご覧ください。報告第15号、令和2年度海老名市奨学生選考委員会への諮問についてでございます。本件につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し諮問したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

資料17ページをご覧ください。令和2年度海老名市奨学生選考委員会への諮問についてでございます。こちらにつきましては、海老名市奨学生の選考にあたり、海老名市奨学金条例第6条の規定により、令和2年6月29日付で諮問を行ったところでございます。

なお、本件につきましては、本日臨時議会で可決されました令和2年度海老名市一般会計補正予算(第6号)で予算が計上されているものでございますので、こちらの諮問、答申等につきましては、その予算の成立をもって効力を発するというような形で、事前に6月29日付で諮問させていただいたものでございます。

諮問文書につきましては資料19ページをご覧くださいと思います。令和2年度海老名市奨学生の選考について(諮問)でございます。本件のただし書きのところでございますけれども、「ただし、令和2年度海老名市一般会計補正予算(第6号)の予算成立を持

って効力を発します」というような形で、6月29日付で事前に諮問させていただいたものでございます。

資料21ページに、海老名市奨学生選考委員会委員名簿を添付させていただいております。

資料17ページにお戻りいただきまして、点線の囲みで海老名市奨学金条例（抜粋）を載せさせていただいております。海老名市奨学金条例の第5条といたしまして、給付の申請で「奨学金の給付を希望する者は、教育委員会に申請しなければならない。」。これを受けまして、第6条で奨学生の決定として「教育委員会は、前条の規定による申請があったときは当該申請について、奨学生選考委員会に諮問し、その答申により奨学生を審査決定する。」という規定がございます。こちらに基づきまして、当初予算により措置した40名から漏れてしまった方に対しまして、改めて奨学生選考委員会に諮問したところでございます。

ご説明は以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明について、ご質問等ありましたらお願いします。

決定して、できるだけ早く給付を行いたいという思いがありましたので、条件付で補正予算が成立したら効力を発するという事で、事前に諮問をさせていただきました。その諮問の内容としては、6月の教育委員会定例会で65名の方からの申請があった中で、40名に対し給付の決定をいただきましたけれども、残りの25名のうち24名について改めて諮問を行ったということでございます。

それ以外に、今後、何名分の予算を確保できましたか。

○就学支援課長 補正予算として計上したのが38名で、今回の24名を引くと、残りは14名分でございます。

○伊藤教育長 ということは、14名の方々には新たに周知して、再度募集をかけるということでございます。今回は報告なのですが、今後、また新たに14名分の申請を受けて、諮問して、皆さんに決めていただくこととなります。

これについてはよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 それでは、ご質問等もないようですので、報告第15号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、報告第15号を承認いたします。

○伊藤教育長 続きまして、審議事項に入ります。

日程第4、議案第36号、令和2年度海老名市奨学生並びに奨学金の給付の決定について(非公開事件)を議題といたします。本件については個人情報扱う案件になりますので、会議を非公開にしたいと思えます。

それでは、会議の非公開についての採決を行います。本件について会議を非公開にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、これより本会議は非公開といたします。

(非公開事件開始)

(非公開事件終了)

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会7月臨時会を閉会いたします。